

貸金業制度等に関する懇談会

～説明レジュメ～

夜明けの会 事務局長
司法書士 井口 鈴子

1. 高金利被害の構造と背景、法改正について

上記に関する資料について、資料4-7-1～4-7-14

「貸金業規制等に関する懇談会」

2005. 6. 15 井口 鈴子

私は、埼玉の司法書士の井口鈴子と申します。

サラ金・クレジットの被害者をなくすために、「夜明けの会」を平成9年に立ち上げ、以来事務局として活動してきました。夜明けの会については、ニュースをお持ちしました（資料4-7-1・説明は省略し、ご質問があればお答えします）。

高金利被害の構造と背景、法改正はどうあるべきかについて、私の経験を交えて短い時間ですが述べたいと思います。

1. 現在の出資法の利率は、借主の生活を破壊しています。

そして、事業者を倒産に追い込み、保証被害を出しています。

借主の生活を破壊しない上限金利を定めることが必要です。

生活が苦しく、銀行から借りることも、社内融資もない人々にとって、金利の選択の余地はありません。

コマーシャルでは銀行と同じ感覚をもたせるような宣伝をし、ATMなどで簡単に借りることができるようになっていきます。サラ金や商工ローンのターゲットは銀行の低金利で借りることのできない、低所得層です。

武富士の社内報によれば主として従業員30人以下の零細企業の従業員です。サラ金から借りる人達の月給は、総務省の家計統計の中でも、人口比で最低から10分の1の人々が多いのです。この方々の月々の可処分所得は

27万3241円です（資料4-7-2-2）。この中から家賃と食費、交通費、公熱費水道、通信費、教育費等を支払うと、返済にあてることのできる限度、元本まで返すことのできる貸付の限度は、低いものでしかありません。

実際には返済能力を超える貸付をする例が多いため、利息が高いために自分の収入から返すことができなくて、借りて支払う結果に追い込まれる人が多く、これが多重債務や自己破産の原因になっています。

サラ金等からの借主は平均で3社から、平均で140万円借りていると報告されているようですが、一步間違えば多重債務者ばかり、という状況になっています。

1997年に、武富士、プロミス、アコム、アイフル、三洋信販の5社が、過剰融資を危惧する大蔵省の主導で、5社協議をしました。そこで出た結論は、「新規貸付は3社まで、4社目は厳重な審査の結果、例外的に許される」というものです。（朝日新聞、日経新聞にも報道されましたので同年2月8日付記事を添付します。資料4-7-3）

ところが私達が実際に債務整理をする多重債務者に貸している状況を見ますと、1997年に新規貸付は3社までというサラ金大手5社の合意があったことなど信じられないような、5社10社が普通といった過剰融資が行なわれています。

高金利の影響は、具体例が分かり易いと思います。

サラ金のターゲットとなる人々は月々4万5000円

を返済にあてることはできません。しかし、仮に4社から200万円借りて、月々4万5000円ずつ返すならば（資料4-7-4）、

1. 8%の銀行金利では3年11ヶ月で完済になります。

18%では6年1ヶ月で完済となりますが、利息として、10倍払うのではなく18倍払うこととなります。長期化するからです。

これに対して、27%では、4万5000円を永遠に払い続けても終わりません。40年で2160万円払っても終わらないのです。

利率は1.5倍でも、支払う利息は何十倍にもなるのです。

終わらない高金利、返せば返すほどふくれ上がる借金の返済で苦しむ人がいかに多いか、ということが現在の大問題です。高金利は構造的に人権を侵害し、健康で文化的な生活をできないように追い込み、家庭を破壊しています。そこから、経済的理由による自殺者が8897人という驚異的な人数になっています。借金返済で無理をしたため、病気になって自殺にいたる人、借金が原因で離婚して絶望して自殺にまでいたる人など、借金が原因となった犯罪を含めると、現在のありとあらゆる悲劇に高金利の借金や、保証被害等が関係しているといわなければなりません。私の相談者も1人自殺しました。

実際に使うお金が少なくても、返済のための貸付をするようになると、貸金業者から貸金業者にお金が動くだけなのに元本が増え、莫大な利益になるのです。どうみても不正な仕組だと思えます。

私は司法書士を32年やっていますが、お金を動かすだけで莫大な利益を得るという構造は、バブル時期の土

地転がしの構造に似ていると思います。そこには何の生産性もなく、土地の所有者が転々と動くだけで中間者がぼろもうけをする、1日の内に同じ銀行の隣の部屋で次の買主への売買、今思うと恥ずかしいことですが私もその登記の手続きをしていました。

2、若者に対する過剰与信は甚だしいものがあります。

これは最近の相談者の実例です（資料4-7-5-1, 4-7-5-2）。

3、銀行とサラ金が提携することによって、ますます混乱が生じます。新聞の投書にもありました（資料4-7-6-1, 4-7-6-2）。

4. 公的機関も、①利息制限法の引き下げが必要であるという提言をし、そして ②市中金利に比べて、貸付金利が高過ぎるという指摘をしています。既に平成11年に国民生活センターが出資法のみならず、利息制限法の引き下げを、緊急課題であるとしています（資料4-7-7）。

那覇簡裁をはじめとして5簡裁連名で、平成13年12月に出された債権者宛通知書には、将来利息なし、過去についても、すべて利息制限法1条1項で計算し、4条（遅延損害金割増し）は適用しないという方針が示され、その理由として、市中金利と比較して貸出金利が著しく高いことが示されています（資料4-7-8）。

大正時代に一度1000円以上の貸付につき1割にまで利息制限法の上限が下がったのですが、昭和29年に当

時の好景気にあわせて上げられたままなのです（資料 4-7-9）。

世界を見ても、制限利率としてわが国が高過ぎることについて、別紙一覧表のとおりです（資料 4-7-10）。

5. 必要なことは、出資法と利息制限法の引き下げです。

日弁連も全国単位会も、金利引き下げを求めてきました（最近の例として横浜弁護士会会長声明添付・資料 4-7-11）。

私達司法書士も、債務整理・自己破産・個人再生等を多数手がける中で、現在の上限利率の定めが高過ぎるために、人々の生活が破壊されている実情に接し、黙っていることができず、次々と決議を挙げているところです。私が所属する埼玉司法書士会でも出資法の上限金利引き下げ等の決議をしました（資料 4-7-12-1~5、埼玉司法書士会の 5 月 21 日付の決議、石川県司法書士会 5 月 21 日付の決議、日本司法書士連合会中部ブロック会 6 月 4 日付の決議、愛知県司法書士会 5 月 21 日付の決議、三重県司法書士会 5 月 28 日の付決議）。

6. 最後に貸金業規制法 43 条の廃止について、一言述べます。

本来、金銭消費貸借における消費者（借主）は、正しい権利義務を貸金業者から知らされて契約を締結すべきです。しかし、43 条は、利息制限法違反の無効な金利を正しいものと信じて約束させられた借主から、借主の知らない間に、利息制限法の権利を奪う、といういわば騙しの構造になっています。

資料 4-7-13 を見て下さい。これは私が相談を受けた方の具体的な資料です。最初 A 社に 29 万円借り、

その後借りたり返したりするうちに、7年目には5社に増え出資法の金利で残高が約480万円までなり、支払えなくなった、というわけです。しかし、この表のとおり、利息制限法に引き直したら約50万円になったわけです。これは分割返済が充分可能な金額です。この相談者がこのまま利息制限法を知らなかったら、どうなっていたでしょう。相談者は、自殺も考えたと言っています。

（最高裁は43条の立法目的は最終的には「資金需要者の保護」である、と判示したのですが、43条はその立法目的そのものを損なっています。）

このような騙しの法律は悪法で、他にないのではないかと思います。

民法学者も憲法学者も、今は、43条を憲法違反であると正面から論陣をはっています（資料4-7-14）。

書面要件を緩和するなどということは、論外です。全く逆行していて、人権の見地から許されないことだと思えます。

43条は極めつけの悪法として廃止すべきです。

資料

- 4-7-1. 夜明けの会ニュース
- 4-7-2. 総務省資料
- 4-7-3. 5社合意の記事
- 4-7-4. 200万借入4万5000円返済の表
- 4-7-5. 過剰与信の記録
- 4-7-6. 銀行とサラ金の提携
- 4-7-7. 国民生活センター平成11年特別報告書
- 4-7-8. 那覇簡裁等5簡裁の債権者宛「方針」と「理由」
- 4-7-9. 利息制限法と公序良俗

- 4 - 7 - 1 0 . 世界の暴利規制一覧表
- 4 - 7 - 1 1 . 横浜弁護士会長声明
- 4 - 7 - 1 2 の 1 ~ 5 司法書士会決議
- 4 - 7 - 1 3 . 出資法と利息制限法の残高の対比
- 4 - 7 - 1 4 . 学者の 4 3 条違憲の意見